

6月から始まる「定額減税」とは？

令和6年度税制改正法により、所得税・住民税の減税措置が行われます。職員の給与に大きく影響してくる内容ですので、人事・総務部門の皆さまはよく確認のうえ実務を行っていただきたいと思います。

○納税者本人とその扶養家族1人につき、所得税3万円、住民税1万円の計4万円が、令和6年の税金から控除（減税）される。（本人+子ども2人なら4万円×3人分=12万円の減税となる）

○所得税：6月以降の源泉所得税から減税額を順次控除していき、控除しきれない場合は年末調整で控除。それでも引ききれない場合は、別途、市町村から給付措置が行われる（予定）。

○住民税：減税額を差し引いた額が市町村から通知され、7月から来年5月までの11回で特別徴収。※今年6月は住民税徴収なし。

住民税は市町村で計算したうえで通知がくるので問題ありませんが、所得税の控除は事業所での給与計算の際に行わなければなりません。たとえば、6月給与の源泉所得税が5,000円であればその分を差し引き（給与から引く源泉所得税を0にするとということ）、残額は以降に持ち越し。それをその人の控除額（3万円×（本人+扶養家族数））に達するまで行うこととなります。

6月1日以降に支払われる給与・賞与から対象になりますので、今のうちに「職員への説明と、扶養家族の確認（扶養控除等申告書をベースに、変更があるか）」を行うとともに、給与ソフト・必要帳簿等の準備、体制整備をするようにしてください。

[国税庁「定額減税特別サイト」](#)

質問・相談 事例集（労災編）①

◆**労災（通勤災害含む）**が起きたときに気をつけるべきことは？

→業務上災害や通勤災害が発生し、職員が病院にかかるような場合、まずは「仕事上（通勤中）のケガ・病気である」ことを病院に申告してもらうことが大切です。そして自身の健康保険証は使わずに、労災として治療

を受けてもらいます。その後、労災申請書類の手続きをします（病院窓口で指示がある場合も多い）。

「わざわざ労災申請するのは面倒だから」「自分の保険証を使ったので大丈夫です」…これらは不正に健康保険を使うことになってしまうためNGです。

また、業務上災害によって仕事を休んだ職員がいる場合には、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署へ提出する必要があります。（休業が4日以上になる場合は速やかに、4日未満の場合は四半期ごとにまとめて提出）これをしないといわゆる「労災隠し」になってしまいますので、ご注意ください。（通勤災害による休業は報告不要です）

◆**労災がたくさん発生すると、翌年の保険料が上がってしまいますか？**

→これはよくある誤解で、労災は業種ごとに保険料率が決まっているため、労災を使用することによって事業所の保険料が上がる、ということにはなりません。※ただし、一定規模以上の事業所では「メリット制」といって労災の収支率により保険料率が増減する仕組みになっており、その適用を受けている場合は、労災件数（通勤災害は除く）が翌年以降の保険料に影響する可能性はあります。 次回へ続きます

研修にもぜひご参加を！

私が事務所開設当初から関わっている長野県社協の「福祉職員生涯研修」が今年度もスタートしています。新任・中堅・リーダー・管理者、と段階的なカリキュラムになっており、年間スケジュールも出ているため計画的に参加できます。キャリアパス構築や人材育成などの講座もあり、私もいくつか担当していますので、ぜひ職員研修の一環としてご活用いただければと思います。[福祉研修実施団体共同サイト「きやりあねっと」](#)

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL：026-217-3152 FAX：026-217-3153

URL：<https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail：mail@sugiyama-sr.net